



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1( 17   外務省外交史料館レファレンス番号 : H221865 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



安保条約改正に関する問題点 (昭和三三〇二 米参)

本件に関する政府の方針は、現存条約を改正して安全保障に関する日米双方の責任を明確にする相互援助型の条約締結を目標とするものである。

もつともやむをえざる場合は、現行条約の一部改正、または現行条約はそのままとして補助的取極めをなすことが考慮されるであろうが、以下新条約を締結するものとして問題点を概述する。

新条約の構想においては従来条約改正の主たる障害と目されている憲法上の制約を米側が了解するものとの前提に立っているが、米側の了解がえられる場合もこの点はその他現下の日本の特殊事情とともに新条約の基本構想及びその成文化に種々の困難な問題を提起

極  
秘  
まで

する。

一 前文

(イ) この種条約の先例にあるほぼ同様の表現、すなわち「この条約の締約国は国連憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及び政府とともに平和のうちに共存しようとする願望を再確認し」の部分はそのまま採用して可なりと考えられる。

(ロ) 仮りに前文が三項よりなるものとすれば、第二項において日米兩國が民主主義の共同基盤に立ち相協力して東面の平和と安定に努力することと懸念を述べることと一案である。この点に関連し、昨年決定された「国防の基本方針」の冒頭に、「民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守る。」とあり、

北大西洋条約には前文及び本文第二条に民主主義を守るとの趣旨が述べられている。今次条約改正の背後にある日米兩國の基本的考え方にもかんがみ、特に研究を要するところである。

⑤ 最後の項においては先例をも考慮し、かつ、「国防の基本方針」第四項「将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果しうるに至るまでは……」にかんがみ、たとえば「国連憲章に基く国際の平和及び安全の維持のための世界的又は地域の取極めの一層包括的、かつ、有効な制度が発達するまでの間、平和及び安全保障の維持のための集団的防衛のために兩國の努力を強化することを希望して」とのことと表現が考えられる。

⑥ この種条約は、通例第一条に国際紛争の平和的解決、国連に対

する義務遵守を掲げている。

⑦ 第二条には、通例「この条約の目的を一層効果的に達成するために当事国は単独に及び共同して、継続的、かつ、効果的な自助及び相互援助によつて、武力攻撃に抵抗するため、個別的及び集団的能力を維持し、かつ、発展させる。」となっており、「当事国の領土保全及び政治的安定に対する外部からの破壊的行為を防止し」との一句が含まれている場合がある。

⑧ 条約地域及び条約義務発動の問題は、本条約改正中最も機微な点であるが、理論的には次の四の方式が考えられる。

(1) 米比型、アンザン型のごとく太平洋地域における締約国に対する武力攻撃のみならず、締約国の軍隊、艦船もしくは航空機に

対する武力攻撃の場合他の締約国が「共通の危険に対処するた  
め行動する。」となす方式。

(四) 米韓・米華条約のごとく、太平洋地域におけるいずれかの締  
約国の領域に対する武力攻撃が行われた場合に、条約義務が発  
動するとなる方式。(以上いずれの場合においても、領域とは  
管轄下にある地域を含むこととなるべく、日米間条約の場合具  
体的には沖縄及び小笠原が米国の管轄下にある地域として含ま  
れることとなる。)

(五) 共同防衛の地域を日本本土及び沖縄及び小笠原に限定する方式。

(六) 共同防衛の範囲を日本本土のみとする方式。

条約義務の問題は、上述の条約地域及び条約義務発動の問題と

関連するが、右分類に従い、かつ、先例より類推すれば次のこと  
きものとなる。

(一) 及び(四)の場合、日本が憲法の範囲内において協力するとすれ  
ば、この場合における「行動する (act)」とはなにを意味する  
かの問題となる。日本領域内における自衛の範囲内の軍事行動の  
ほかは領域外において「行動する」ということは、北大西洋条約  
に「兵力の使用を含めてその必要と認める行動を……直ちに  
ることによつて……」より類推すれば、軍事行動以外の行動が  
ありうることとなる。これは政治的アライメント及び経済援助  
であり、後者については、日本の場合工業力、輸送力、労働力に  
よる日本領域内外の援助を意味することとなるものと解される。

イの場合、沖縄、小笠原に対する軍事攻撃に対して日本が軍事的に援助しうるかについては、残存主権と自衛権の関係の解釈の問題となるほか、ロ及びハの軍事的援助以外の援助の問題がある。

ニの場合、問題は単純化され、在日米軍に対する攻撃に対して日本が軍事的に反応することが自衛行為かとの問題を残すのみである。但しかかる方式が果して相互援助の範ちゆうに入るやの問題を提起する。

五 現在日本防衛のため米軍の駐兵を認めることは必要である。但し陸海空三軍の兵力規模（日本の自衛力との関係における日本防衛の必要性及び米國が東亜の他の自由諸国防衛のための必要性に

より決定されるが、一般的傾向としては縮少過程をたどるべく、将来平時においては全面撤収の場合も起りうるであろう。）及び駐屯部隊の性格（戦略兵器及び核兵器の問題）は、日米兩國の協議又は同意により決めることとすべきである。

他方米國はその兵力の機動的利用のため、これが他地域への移動に制約をうけることには応じえないとの立場をとっており、この点は日本の場合、最近における空軍部隊の台湾への移動の事例のごとく基地使用に対する批判と日本の防衛力を弱めるとの不安の二つの問題を生ずる。この点は第六項基地使用の問題との関連においてさらに研究を要するが、英國及びマラヤ連邦間条約は、第八条において条約地域（極東における相互の領域）以外におい

て敵対行為が発生した場合、英国はその軍隊を「マラヤ連邦内における基地の使用を伴う作戦行動に動員するに先立ち、あらかじめマラヤ連邦政府の同意をえなければならぬ。但しこの規定は連合王国政府がマラヤ連邦からその軍隊を撤収する権利に影響を及ぼさないものとする。」とあり、さらに第九条に「マラヤ連邦駐屯軍の性格又は配置に重大な変更を加えようとするときは」は、兩國政府は協議しなければならぬとの規定があることは参考となるのである。

六 米國が実質的に日本より寄与をうけるのは駐兵及び基地使用である。

基地使用に関しては、作戦基地營に出撃 ( sortie ) の基地と補

給基地の役割は明瞭に分離しえない場合があるが、一応別個の觀念であり、米國は前者に関しては、日本に強い政治的制約があることを十分考慮していると判断されるが、後者の役割は、特に重要視し、緊急事態の際これを全面的に拒否される場合、東亞の戰略体制を根本的に再検討せざるをえないとの判断に立つものと推定される。他方日本側よりみれば、以上いずれの場合に対してもその發言權を確保する要があるが、平時においては特にこれを制約する必要なく、緊急事態の際も条約上の表現、または実施の面において、日本の自守的立場を維持しつつも、情勢を勘案して前者に対してはより厳格な、後者に対してはできる限り大巾の協力をなすことが適當である。

朝鮮との関係においては、現在吉田、アチソン交換公文及び国連軍協定により国連加盟国が国連の行動に従事する軍隊を「日本国内及びその付近において支持すること日本国が許し」施設及び任務を提供することとなつてゐるが、新条約締結に際しては、この点をあらためて確認する必要があるであらう。

以上第四、五、六項条約地域、駐兵、基地使用は相関連することとは明らかである。すなわち、条約地域の概念は、条約義務発動の契機をなすものであるが、他方米國を相手とする東亞地域における敵対行為発生の場合、日本政府の自由意志による制約が課せられつつも、米國が日本基地を作戦又は補給のため使用すること

がありうるとの前提に立てば、日本は東亞全域において発生すべき事態に対して基地使用を許すことによる条件つき対米援助義務を負うことになるといひうるであらう。すなわち、攻撃を受けた場合、条約義務が自動的に発生する地域と東亞全域という二つの概念が生ずることとなる。この点を新条約においていかに規定すべきかは、現段階において決論を下すこと困難であるが、第四項(イ)及び(ロ)、すなわち米比型及び米韓型のごとく、条約地域の概念を取入れる場合、既述のとおり日本領域外において軍事行動以外の援助なる概念を明らかにするとともに、条約義務発動の場合における米軍の日本基地使用は無条件となるかの問題を生じ、<sup>国内的に</sup>強い政治的抵抗を惹起することが予想される。



これに対して第四項の(イ)、(ロ)、特に後者の場合、すなわち共同防衛の範囲を日本本土のみとすれば、問題は著るしく単純化されるが、この場合新条約はその性格において相互援助型という概念より著るしくかけ離れたものとなるであろう。しかしこの点はすでに憲法上の留保を前提とする点において根本的制約を受けている次第であり、新条約はいずれにせよ先例のないものとならざるをえない。

しかしながら、この点はさらに慎重研究の要あり、米側の意向国示をまつて構想をまとめるべきものと考えられる。

八、その他この種条約には、いずれかの締約国の「領土保全、政治的独立及び安全保障が脅された」場合の協議条項があるが、日米

間に新条約においては、基地使用の問題もあり、右のほか東亜全職における事態につき協議し、平和の確保に努力するとのことき条項をおくことが必要であろう。

また条約の実施に関する協議の機関の設置、及び因連との関係において設けられる各種条項が含まれることとなる。

九、条約期間については、無期限で一年間の予告で終了させることとなつている事例もあるが、新条約は、たとえば十年程度の期限を付することが適当であろう。

一〇、条約改正に関連して行政協定改正の問題があるが、現存協定中には外国軍隊の駐屯より必然的に起る諸事項を対象とした技術的条項多く、右は協定実施の経験より若干の修正を可とする点もあるも、本質的にこれを改正する必要はないと考えられる。

問題となるのは主として施設関係、緊張事態<sup>カ</sup>に関する第十四条  
防衛分担金関係であり、その他調達、労務、第十八条一項（公務  
執行中における国有財産に対する損害に関する請求権）など懸考  
えられ、全般的に「北大西洋条約当事国間の各自の軍隊の地位に  
関する協定」が改正の基準となるであろう。但し行政協定は一度  
これが改正に手をつける場合、各方面より各種の意風及び政治的  
圧力を生ずることとなるべく、これに対応し、成案をうることは  
必ずしも容易でないであろう。